

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第48号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月19日 07時50分ごろ	
発生場所	兵庫県加古川市東播磨港高砂西港西防波堤灯台から真方位044°685m付近 (概位 北緯34°44.7′ 東経134°47.4′)	
事故等調査の経過	平成22年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 第五天^{てんしやう}翔丸、239トン 135290、ツネインホールディングス株式会社（船舶所有者）、 常石ポートサービスカンパニー株式会社（船舶運航者）</p> <p>B 起重機台船^{しんしやう}神翔-300 長さ55m、幅24m、深さ5m、喫水（最大荷重時）平均2.8m 寄神建設株式会社（船舶所有者）</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷の操舵推進器（Zペラ）が損傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、B船をえい航し、船首約3.30m、船尾約3.40mの喫水で、東播磨港内の西寄りにある高砂西公共ふ頭に近づき、水深3.4～4.0mの浅所に注意しながらB船を所定の地点に係留作業中、平成22年1月19日07時50分ごろ、ふ頭付近の浅所にA船の船尾船底が乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：穏やか、潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	左舷のZペラは、シールリングが損傷して機関内部に海水が混入して、潤滑油の汚損や乳化が生じ、駆動歯車が損傷した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、東播磨港の高砂西公共ふ頭付近において、B船の係留作業中、船長Aが、同ふ頭付近に浅所があることを把握していたが、潮汐を調査していなかったことにより、付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、東播磨港の高砂西公共ふ頭付近でB船の係留作業中、潮汐を調査していなかったため、付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	